

2022年11月30日

厚生労働大臣
加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

長引くコロナ禍、また少子・高齢化に加え、人口減少社会・低成長社会に突入している日本にとって、今後も安心してくらししていくためには、持続可能な社会保障制度の確立が極めて重要です。

2022年度政府予算における社会保障関係費は36兆2,735億円と過去最大の規模となりましたが、2023年度政府予算においても、引き続き、高齢化による増加分への対応、次世代における負担の軽減対策、看護・介護等職員の処遇改善なども必要とされており、そのための財源確保が急務となっています。また、いまだ終息を見通せずにいるコロナ禍にあって、公衆衛生分野における需要も改めて見直される中、子ども・子育て支援、地域における保健や医療体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、社会保障に対する市民の期待やニーズはかつてない高まりを見せています。

つきましては、2023年度の政府予算編成にむけて、引き続き、以下の通り要請します。
(◎が重点課題)

記

1. 社会保障制度の充実機能強化について

- (1) 社会保障制度の充実機能強化と安定にむけて、財源の確保を中央・地方において確実にを行うこと。その際、社会保障4経費（少子化対策、医療、介護、年金）に限定することなく、障害者施策、貧困・低所得者・格差対策などについても対応すること。(◎)
- (2) 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化については、社会保障費削減ありきではなく、社会保障制度の機能強化、セーフティネットの充実につながるものとする。

- (3) 地域の公立・公的医療機関の機能集約や再編統合に際しては、公立・公的病院が主導的に担っている不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急、また新型コロナウイルスも含めた感染症対策における機能や危機対応における拠点病院の確保という観点も踏まえ、安易な病院の統廃合とならないよう、地域住民および都道府県・市町村の意見を十分聞いて議論を進めること。また、重点区域の設定についても、より客観的なデータや地域事情を考慮するなど、国の集中的な支援や一律的な指標に基づく助言が再編・統合を促すものとならないよう、十分に配慮すること。
- (◎)
- (4) 医療等分野における番号制度の活用についてはプライバシーに深く関わる機微性の高い情報であることから本人同意と個人情報保護の措置を前提とし、拙速な拡大は行わないこと。
- (5) 引き続き検討課題となっている短時間労働者の社会保険のさらなる適用拡大を進めること。

2. 保健・医療政策の充実強化について

- (1) 今後も新興感染症等の流行が想定されることから、人員配置を含む平時からの医療提供体制の強化にむけた財政措置を行うこと。
- (2) 医師不足の解消、地域偏在解消にむけ、医師少数区域への医師派遣を確実に実行し、看護職員不足解消のための処遇改善、人材確保・育成および離職防止・復職支援対策を進めるための財源確保とモデル事業を示すこと。
- (3) 感染症対策を行う保健所の公衆衛生医師や保健師等職員体制の強化・拡充にむけて、この間の施策の効果も検証しながら、さらなる財源確保を行うこと。また、慢性的に不足している保健所の職員、感染症対策を行う以外の保健師、獣医師、薬剤師、統括保健師も拡充すること。(◎)
- (4) 2012年「地域保健対策検討会」報告に基づき、地方衛生研究所への地域感染症情報センターの併設などを進め、地方衛生研究所を支える疫学の専門家等の人材のさらなる育成・確保による地方衛生研究所の充実・強化をはかること。
- (5) 国民皆保険を堅持し、地域医療の確保にむけた支援の拡充・財源確保を行うこと。
- (6) 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の改正においては、措置入院解除後の医療機関や自治体の対応が増加することから、必要な財源の確保を行うこと。
- (7) 医療従事者の職場環境は厳しさを増していることから、長時間労働や労働環境悪化等の課題に対する速やかな対応を自治体・公立病院に働きかけること。あわせて、看護師の労働環境の整備、離職防止のため、「看護師夜勤一人月平均64時間」とすること。
- (8) 地域医療の中核を担う公立・公的病院が継続的に医療機能を果たせるよう、地域

医療、在宅医療に対する必要な財源を関係省庁と連携し措置をすること。

- (9) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、過度な病床削減や病院統合に結び付くことがないように十分に配慮すること。
- (10) 医療行為のタスクシフト／シェアを円滑に進めるために、医療・介護サービス提供に必要な研修体制の整備と人員確保に資する診療報酬などによる財政的補助の財源を確保すること。
- (11) 地方の病院においては薬剤師の確保が困難な状況にあることから、医療機関の薬剤師確保と定着のため、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、病院薬剤師の処遇改善にむけた対策を講じること。

3. 新型コロナウイルス対策への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に対する「診療報酬の特例」、「緊急包括支援交付金」等の財政的支援は、優先的に医療従事者の処遇改善に活用すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染再拡大に備えた医療提供体制の強化等について、関係する省庁と十分連携し、人的・財政的な保障を行うこと。

4. 地域包括ケアシステムの推進について

- (1) 地域包括ケアを推進する中核となる自治体職員および医療・介護・予防・生活支援等の人材確保・育成のための予算措置等必要な支援を行うこと。
- (2) 在宅の介護者を支えるため、高齢者虐待予防、認知症対策にむけた施策の充実をはかること。要介護度認定に関しては、認定に地域差が出ないように仕組みとすること。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況を検証し、サービス水準の低下や地域間格差を招かないための予算措置を講じること。
- (4) 保険者機能強化推進交付金については、地域間格差の拡大が起こらないよう制度を運用すること。また、調整交付金を財政的インセンティブの財源に活用しないこと。
- (5) 自己負担割合の見直しについては、介護サービスの利用控えによる要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。

5. 社会福祉施策の充実強化について

- (1) 子ども・子育て支援、介護保険制度や障害児・者福祉制度、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、児童虐待等、多くの社会福祉関連業務と権限・責務が地方自治体に移譲されていることを踏まえ、自治体間の財政力によるサービス格差が生じないように予算を確保すること。なお、生活保護費の引き下げによって、就学援助等

の低所得者対策への影響が大きくならないよう、措置を講じること。

- (2) 保育施設における教育・保育の質の向上にむけて、いまだ確保されていない一般財源分0.3兆円の恒久財源化をはかり、3歳児以外の職員配置基準の改善や保育士の給与のさらなる改善など、未実施となっている施策を早急に実施すること。(◎)
- (3) 幼児教育・保育の質を担保するため、すべての施設に対し、利用者の選択を容易にするための情報公開の推進、施設内虐待を防ぐための全職員への研修を義務化すること。また、認可外施設の認可施設移行を促進する予算の充実と支援を行うこと。
- (4) 介護労働者の離職防止と人材確保のため、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、また10月以降の新たな処遇改善加算の継続・充実をはかり、確実な届出・請求と介護労働者の月額賃金に反映させるよう事業者に対し指導すること。
- (5) 訪問介護については、その必要性和専門性を改めて認識し、介護サービスの質を低下させないよう対策を講ずること。
- (6) 児童虐待の発生予防と自立支援の強化にむけて、児童相談所および市区町村、社会的養護施設の実施体制や相談体制などの充実・機能強化のため、正規職員の増員も含め、その財源を確保すること。また、児童相談所における児童福祉司と児童心理司について、早期に2対1の配置を実現すること。
- (7) 地方自治体も含め、障害者雇用の一層の推進と合理的配慮のための財源を確保すること。

6. 地域共生社会の実現にむけた地域づくりについて

- (1) 重層的支援体制整備事業の促進にむけ、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行っている先進事例等の情報提供を行うとともに、全国展開にむけた十分な財源を確保し、自治体に対し積極的に働きかけること。
- (2) 生活困窮者自立支援および子どもの貧困対策が機能するための予算措置を講じるとともに、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことができるよう任意事業の財源確保をはかること。また、任意事業の補助率については4分の3とすること。

7. 国民健康保険制度の安定的な運営について

- (1) 2018年度の制度改革（都道府県単位化）以降の対応として、引き続き都道府県と市町村との役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、加入者の利便性を損ねることなく、円滑な制度の運営をはかるための財源措置を行うこと。
- (2) 2024年4月の国保総合システムの更新については、大幅な開発費用の増額が見込まれているものの、国保保険者は財政基盤が脆弱な上、コロナ禍において保険料・税収が減少していることから、被保険者である地域住民の負担に結びつくことがないよう確実に国庫補助を行うこと。また、次期国保総合システムの保守・運用費用についても、現行より大幅な増額が見込まれており、これは国の方針に従ったクラ

ウド化等に起因するものであることから、開発費用と同様に国の責任において十分な財政措置を講ずること。(◎)

8. 大規模災害における医療機関の復旧・再建について

大規模災害で被災した公立医療機関においては、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能の回復と存続のための支援を行うこと。

9. 水道事業の基盤強化について

公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

10. 地域公共サービスにおける雇用・賃金・労働条件の確保にむけて

- (1) 国の補助金・助成金に関連して人件費を算定する際には、同一労働同一賃金の趣旨がその算定基礎に反映されるよう、厚生労働省からも各省庁に働きかけること。
- (2) コロナ禍による雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置の支出については、引き続き感染拡大状況を勘案しながら、必要な財源について国費による負担を基本とすること。

以 上